公募委員候補者名簿への登録のご案内

市民の皆さまの意見を市政に反映させるため、附属機関等（審議会や懇談会など）への公募委員の参加を推進しています。現在、富士市では「公募委員候補者登録制度」を導入・運用しており、登録いただいた候補者の中から公募委員を選任しています。

附属機関等とは

市の事業に関する調査や審議を行うため、また、市民や専門家の意見を市政に反映するために設置される審議会や懇談会などのことです。令和８年４月１日現在、富士市では合計で 134 の附属機関等が設置されており、主なものは裏面のとおりです。

公募委員とは

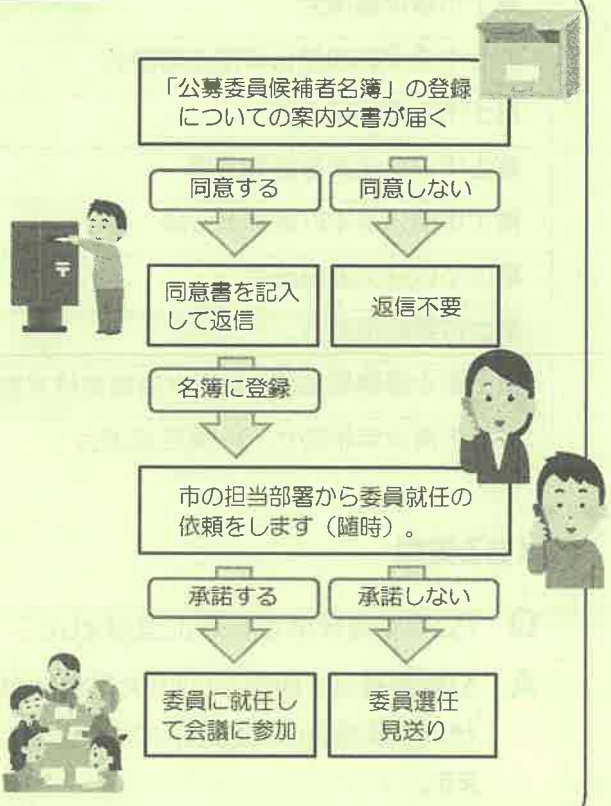
附属機関等の委員として選任される市民の委員です。会議に参加していただき、これまで富士市で市民として生活してきた経験などから、率直な意見をお聞かせください（専門的な知識や経験は必要ありません。）。会議は主に平日に行われ、任期は概ね２年です。時間や回数、報酬などは会議によって異なります。

公募委員候補者登録から委員就任までの流れ

① 市が無作為に抽出した 18 歳以上の市民の方に、「公募委員候補者名簿」の登録についての案内文書（本通知）が届きます。

② 「公募委員候補者名簿」への登録に同意していただける方は、同封の同意書に参加を希望する分野などを記入し、市へ返送してください。名簿への登録期間は２年間で、更新も可能です（今回の登録期間は令和９年１月１日から令和１０年 12 月 31 日までです。）。

③ 附属機関等を新しく設置したり委員を選びなおしたりする際に、「公募委員候補者名簿」をもとに、市の担当部署から委員への就任を依頼します。会議の内容などを説明した上で、就任の意向を伺いますので、承諾の可否を回答してください。承諾していただいた場合、委員に就任します。



問合せ ／ 富士市総務部行政経営課　電話：55-2719　ＦＡＸ：53-6669
電子メール：so-gyousei@div.city.fuji.shizuoka.jp